

住民監査請求および監査結果の概要

平成18年度

1 県議会の2会派および議員19人に対して交付された政務調査費の支出に関し、損害賠償および不当利得の返還を求める請求

請求日 平成18年 7月14日

結果通知日 平成18年 9月11日（滋賀県公報号外）

請求人の主張

請求人は、2会派および県議会議員19人に対して交付された平成17年度における政務調査費の使途のうち、視察研修等に係るものについて、次のとおり違法であるとの理由から、緊急性、必要性および経済性がない視察研修等であり、地方自治法第2条第14項および地方財政法第4条第1項ならびに滋賀県政務調査費の交付に関する条例および滋賀県政務調査費の交付に関する規程に反する違法な支出であるとして、滋賀県知事に対し、当該支出を認めた県職員、議長および県議会議員に損害賠償および不当利得の返還を求めるようにとの勧告を求めている。

観光地への観光・遊興のための旅行である（石垣島、愛知万博等、香港、中国雲南省昆明市等、下呂市等、アメリカ・ラスベガス、アメリカ・カリフォルニア州等、高知県等および徳島県等への視察研修）。

近隣地への視察であるため宿泊の必要性がない（愛知万博等への視察研修）。

宗教的行為であると考えられる（サイパンへの視察研修ならびにMOA施設での研修）。

国外への会議に多額の費用を使って参加する必要性がない（ケニヤ・ナイロビでの第11回世界湖沼会議への参加）。

わざわざ現地まで行って研修するまでの必要性、緊急性等がない（カナダ・アメリカ、中国福建省、カンボジア・タイおよびモンゴルへの視察研修）。

会派が主催する視察研修に参加している議員の、会派負担分を超える自己負担分については、参加議員全員が政務調査費を充当しているわけではなく、会派負担分以上は必要なかったかまたは議員個人の自費で支払っているかであるので、政務調査費を充当することは認められない（サイパン、石垣島、愛知万博等、中国雲南省昆明市等への視察研修およびケニヤ・ナイロビでの第11回世界湖沼会議への参加）。

収支報告書の記載からはまったく内容がわからず、使途が不明である（新しい歴史教科書をつくる会研修および各種講習会、会議等参加経費）。

地域住民の要望、意見を吸収するための会議開催経費という会議費の使途基準に合致しない（北朝鮮に拉致された日本人を救う会地域講演会）。

政務調査費の使途内容の記述が杜撰なもの、項目の区分ができていないもの、誤記・金額の記載のないもの等、杜撰な報告書が提出されていること自体が違法である。

監査結果

棄却

(1) 会派および議員の調査研究活動は、会派および議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、視察研修等の必要性の判断および行き先、日程等は、会派および議員の裁量に委ねられている。したがって、その視察研修等の目的、態様等が条例および規程に明らかに反していたり、社会通念上明らかに不相当であるな

ど、裁量権の逸脱、濫用等がある場合にのみ、当該視察研修等の経費に政務調査費を充当することが違法または不当となるものである。

したがって、このような観点から、各会派および議員の政務調査費の用途について、請求人の違法性・不当性の主張ごとに判断する。

(2) の主張についての判断

政務調査費の用途基準によると、調査研究費の用途については「県の事務および地方行財政に関する調査研究」とされ、また、研修費の用途についても、条例および規程の趣旨から、県の事務および地方行財政に関するものに限られると解される。そして、条例および規程には規定されていないが、政務調査費のしおりにおいて、政務調査費の用途の対象外の経費の例示として「観光、レクリエーション、私用業務等による旅行」が挙げられていることから、単なる観光のための旅行に政務調査費を充当することは、用途基準に反して違法であると認められる。

しかしながら、請求人が単なる観光・遊興のための旅行としている視察研修については、それぞれ観光ではない視察目的があり、用途基準に反するとまではいえず、請求人の主張は認められない。

(3) の主張についての判断

すべて愛知万博のみが視察研修先ではなく、愛知万博に近接するその他の視察研修先にも併せて訪問しており、このような場合に、視察研修を効率的に行うため視察研修先で宿泊することは社会通念上妥当であると認められ、これに係る経費に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえないことから、請求人の主張は認められない。

(4) の主張についての判断

宗教的行為に政務調査費を充当することは、用途基準に反して違法であると認められる。

しかしながら、請求人が慰霊巡拝という宗教的行為であるとしている視察研修については、その主たる目的は、県の施策の検討のための調査等であることから、用途基準に反するとまではいえぬ。

また、請求人が宗教団体の施設における研修であり、宗教的行為であるとしているものについては、宗教団体関連施設における研修であっても、研修の目的からすると、用途基準に反するとまではいえぬ。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

(5) の主張についての判断

視察研修等の必要性の判断および行き先、日程等については会派および議員の裁量に委ねられているところ、会派においてその必要性が判断されており、その判断は社会通念上妥当性を欠くとはいえず、またその目的も用途基準に反するとまではいえぬことから、第11回世界湖沼会議への参加に要する経費に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえず、請求人の主張は認められない。

(6) の主張についての判断

(5)でも述べたように、視察研修等の必要性の判断および行き先、日程等については、会派および議員の裁量に委ねられており、それぞれの視察研修の目的は用途基準に反するとまではいえぬ。また、緊急性については条例、規程等に特に規定

がないことから、これらに要する経費に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえず、請求人の主張は認められない。

(7) の主張についての判断

それぞれの会派主催の視察研修に参加した議員の個人負担分は、当該視察研修に要した経費とは別に私的な経費を支出したのではなく、当該視察研修に要した経費の一部を負担しているものである。したがって、一般的な研修に負担金を払って参加するのと何ら変わるところはないことから、当該視察研修が用途基準に反しない限り、個人負担分に政務調査費を充当することは用途基準に反するものではない。これら視察研修は、(2)、(4)および(5)で判断したように、用途基準に反するものであるとは認められないことから、会派主催の視察研修に参加した議員の個人負担分に政務調査費を充当することは違法または不当であるとはいえず、請求人の主張は認められない。

(8) の主張についての判断

新しい歴史教科書をつくる会については、教育を考える講演会を開催し、参加者と意見交換を行ったものであり、また、各種講習会、会議等参加経費については、教科書問題に係る研修会に参加したものであり、それぞれ、用途基準に反するとまではいえず、請求人の主張は認められない。

(9) の主張についての判断

当該経費については、収支報告書の修正が行われ、これに基づき当該経費に相当する額が利息を含めて県に返還された。したがって、その時点で県に損害が発生する可能性がなくなったと認められることから、請求人の請求の利益は失われたものと解され、住民監査請求による監査の対象とならなくなったものである。

(10) の主張についての判断

政務調査費の主な支出の内容の記載方法については、条例および規程上特に規定はないが、政務調査費のしおりにおいて望ましい記載方法が示されている。しかしながら、これもあくまで望ましい記載方法であり、このとおりに記載しないからといって、直ちに収支報告書が違法となり、その記載に係る用途が違法となるものではない。

また、支出項目の区分については、同一内容の用途が、一方では調査研究費に区分され、他方では研修費に区分されているものも認められたが、区分が異なるからといって、直ちにその用途が違法となるものではなく、用途の違法性・不当性の判断は、個別の支出項目の基準で判断するのではなく用途基準全体から判断すべきである。

したがって、請求人の主張は認められない。

意見

本件請求の対象となった視察研修等については、監査を進めていく中で、その目的、内容等が明らかになったものもあるが、政務調査費の支出が適正になされたことの立証責任は、各会派および議員が負っていることから、より一層具体的かつ正確な収支報告書を作成することにより説明責任を果たされるよう期待する。

また、上述したとおり、支出項目の区分が必ずしも明らかではなく、各会派および議員の間で統一されていなかったため、議会事務局においては、各支出項目の区分と

その内容について、会派および議員に対して周知徹底を図り、収支報告書受理時の内容確認を厳密に行われたい。